

二千六年の海上の労働に関する条約の説明書

外務省



目 次

一	概説	一
	1 条約の成立経緯	一
	2 条約締結の意義	一
	3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務	一
	4 早期国会承認が求められる理由	一
	5 他の国際約束との関係	二
二	条約の内容	三
	1 本文	三
	(1) 一般的義務	三
	(2) 定義及び適用範囲	三
	(3) 基本的な権利及び原則	四
	(4) 船員の雇用についての権利及び社会的権利	四
	(5) 実施及び執行の責任	四
	(6) 規則並びに規範A部及び規範B部	四
	(7) 船舶所有者団体及び船員団体との協議	四
	(8) 効力発生	四
	(9) 効力発生の効果	五
	(10) 特別三者委員会	五
	(11) 最終条項等	五

2	船舶において労働する船員に関する最低限の条件	五
(1)	最低年齢	五
(2)	健康証明書	五
(3)	訓練及び資格	五
(4)	募集及び職業紹介	五
3	雇用条件	五
(1)	船員の雇用契約	六
(2)	賃金	六
(3)	労働時間及び休息时间	六
(4)	休暇についての権利	六
(5)	送還	六
(6)	船舶の滅失又は沈没に係る船員への補償	六
(7)	船員の配乗の水準	六
(8)	船員の経歴及び技能の向上並びに雇用の機会	七
4	居住設備、レクリエーション用の設備、食料及び料理の提供	七
(1)	居住設備及びレクリエーション用の設備	七
(2)	食料及び料理の提供	七
5	健康の保護、医療、厚生及び社会保障による保護	七
(1)	船舶及び陸上における医療	七
(2)	船舶所有者の責任	七
(3)	健康及び安全の保護並びに災害の防止	八

(4) 陸上の厚生用施設の利用	八
(5) 社会保障	八
6 遵守及び執行	八
(1) 旗国の責任	八
(2) 寄港国の責任	〇
(3) 労働力の供給に関する責任	〇
7 付録	〇
三 条約の実施のための国内措置	一
(参 考)	二



一  
概説

1 条約の成立経緯

(1) 国際労働機関（以下「ILO」という。）は、政府、使用者及び労働者の三者の代表を構成員とする国際機関であり、これら三者の間の議論を通じ、多くの国際労働基準（ILO条約及びILO勧告）を設定し、船員を含む労働者の労働条件及び職業環境の向上に貢献してきた。

(2) 船員に関する既存の国際労働基準を統合した海上の労働に関する実効性の高い国際労働基準を設定する必要があるとの認識が高まる中、平成十八年（二〇〇六年）の第九十四回総会（海事総会）でこの条約が採択された。

2 条約締結の意義

この条約は、ILOにおいて採択された船員に関する既存の国際労働基準を統合し、国際的に広く受け入れられるべき労働基準を設定するとともに、その実効性を高めるため、寄港国による検査等の措置について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、国際海運の分野において平等な競争条件を確保しつつ船員の労働環境を改善するとの見地から有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により、我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 我が国の船舶において労働する船員の労働条件がこの条約の定める最低基準を満たすものとなるように必要な措置をとること。
- (2) 我が国の領域内にある船員の募集及び職業紹介のための機関がこの条約の規定に適合する形で運営されることを確保すること。
- (3) 我が国の船舶について条約に基づき検査を行い、証書を発給すること。
- (4) この条約に基づき他の国が発給する証書を認容するとともに、この条約を批准していない国を旗国とする船舶がこの条約を批准している国を旗国とする船舶よりも有利な取扱いを受けないことを確保すること。

4 早期国会承認が求められる理由

この条約は、三十以上のILOの加盟国が批准し、かつ、批准国の商船舶腹量の合計が総トン数で世界の商船舶腹量の三十三パーセント以上となることを発効要件としている。このうち、商船舶腹量に係る要件は、既に充足済みであり、また、批准国数に係る要

件についても、関係国において批准のための手続が進められている。この条約の発効後、この条約を批准していない国の船舶は、締約国の港において検査を受けた場合には、この条約を批准している国の船舶に比べて一層詳細な検査に服することとなることから、この条約を早期に締結する必要がある。

#### 5 他の国際約束との関係

この条約は、船員の労働条件に関する広範な内容を取り扱っており、他の多くの国際約束と関係する。そのうち主要なものは、次のとおりである。

(1) この条約は、大正九年（千九百二十年）から平成八年（千九百九十六年）までの間にILOにおいて採択されたこの条約の第十条に列挙される三十七の条約を改正するものである。当該三十七の条約のうち、我が国が締結した条約は、次のとおりである。

「千九百二十年の最低年齢（海上）条約（第七号）」（平成十二年（二千年）六月五日に、就業が認められるための最低年齢に関する条約（第三百三十八号）を締結したことにより廃棄）

「千九百二十年の失業補償（海難）条約（第八号）」（昭和三十年（千九百五十五年）八月二十二日に我が国について効力発生）

「千九百二十年の海員の職業紹介条約（第九号）」（大正十一年（千九百二十二年）十一月二十三日に我が国について効力発生）

「千九百二十一年の年少者（海上）の体格検査条約（第十六号）」（大正十三年（千九百二十四年）六月七日に我が国について効力発生）

「千九百二十六年の海員の雇入契約条約（第二十二号）」（昭和三十年（千九百五十五年）八月二十二日に我が国について効力発生）

「千九百三十六年の最低年齢（海上）改正条約（第五十八号）」（平成十二年（二千年）六月五日に、就業が認められるための最低年齢に関する条約（第三百三十八号）を締結したことにより廃棄）

「千九百四十六年の船舶料理士資格証明条約（第六十九号）」（昭和五十一年（千九百七十六年）一月二十九日に我が国につ



いて効力発生)

「千九百四十六年の健康検査(船員)条約(第七十三号)」(昭和三十一年(千九百五十六年)二月二十二日に我が国について効力発生)

「千九百七十年の災害防止(船員)条約(第三百三十四号)」(昭和五十四年(千九百七十九年)七月三日に我が国について効力発生)

「千九百七十六年の商船(最低基準)条約(第四百七十七号)」(昭和五十九年(千九百八十四年)五月三十一日に我が国について効力発生)

(2) この条約により改正される条約であつて、我が国が締結し、かつ、廃棄していないものうち、第六十九号、第七十三号、第三百四十四号及び第四百七十七号は、これらの各条約の規定に従い、この条約の我が国についての効力発生を条件として、この条約の締結により廃棄される。

## 二 条約の内容

この条約は、前文、本文十六箇条、五章から成る規則及び規範並びに付録から成る。本文は、この条約全体に適用される原則、義務及び条約上の手続事項を定めている。規則は、分野別に具体的な原則及び目的を定め、また、規範は、規則を実施する具体的方法を定めている。この条約の概要は、次のとおりである。

### 1 本文

#### (1) 一般的義務(第一条)

この条約を批准する加盟国は、この条約の第六条に定めるところによりこの条約の規定を完全に実施すること等について規定している。

#### (2) 定義及び適用範囲(第二条)

この条約における「海上労働遵守措置認定書」、「海上労働証書」、「船員」等について定義している。また、この条約は、原則として、全ての船員並びに商業活動に通常従事する全ての船舶であつて軍艦、漁船及び伝統的構造の船舶以外のものについて適

用すること等について規定している。

(3) 基本的な権利及び原則（第三条）

加盟国は、自国の法令の規定が、この条約との関係において、結社の自由及び団体交渉権の承認、強制労働の撤廃、児童労働の廃止並びに雇用及び職業に関する差別の撤廃についての基本的な権利を尊重することを確認する。

(4) 船員の雇用についての権利及び社会的権利（第四条）

全ての船員は、安全な職場、公正な雇用条件、適切な労働条件及び生活条件並びに社会的な保護についての権利を有する。加盟国は、自国の管轄権の範囲内で、当該権利がこの条約上の義務に従って完全に実現されることを確保する。

(5) 実施及び執行の責任（第五条）

加盟国は、自国の管轄の下にある船舶及び船員について、この条約に基づく約束を履行するために制定された法令その他の措置を実施すること等について規定している。また、加盟国は、この条約を批准していない国を旗国とする船舶がこの条約を批准している国を旗国とする船舶よりも有利な取扱いを受けないことを確保するような方法で責任を果たす旨規定している。

(6) 規則並びに規範A部及び規範B部（第六条）

規則及び規範A部の規定は、義務的なものとし、加盟国は、規範A部の関連規定に定める方法で各規則を実施するとともに、義務的な規定ではない規範B部の規定について妥当な考慮を払う旨規定している。また、規範A部に定める方法で各規則を実施することができない加盟国は、この条約に別段の明文の規定がない限り、規範A部の規定と実質的に同等な自国の法令の規定又は他の措置を通じて規範A部を実施することができること等について規定している。

(7) 船舶所有者団体及び船員団体との協議（第七条）

船舶所有者団体及び船員団体との協議が必要とされるこの条約の特例、適用除外又は他の弾力的な適用については、加盟国内に代表的な船舶所有者団体又は船員団体が存在しない場合には、委員会（第十三条）との協議を通じてのみ、決定することができる。

(8) 効力発生（第八条）

この条約は、三十以上の加盟国であつてその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の三十三パーセントに相当する商船船腹量以上となるものの批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずること等について規定している。

(9) 効力発生の効果（第十条）

この条約は、既存の三十七のILO条約を改正するものである（詳細については、一五(1)参照）。

(10) 特別三者委員会（第十三条）

国際労働機関の理事会は、この条約を批准した加盟国の政府、船舶所有者及び船員の代表者で構成する委員会を設立し、当該委員会を通じてこの条約の運用を検討すること等について規定している。

(11) 最終条項等（第九条、第十一条、第十二条及び第十四条から第十六条まで）

この条約の廃棄、寄託、改正及び正文について規定している。

2 船舶において労働する船員に関する最低限の条件（第一章）

(1) 最低年齢（第1.1規則、A 1.1基準及びB 1.1指針）

船員の最低年齢を十六歳とするとともに、十八歳未満の船員の労働を制限している。

(2) 健康証明書（第1.2規則、A 1.2基準及びB 1.2指針）

船員は、海上における職務遂行に医学上適していることを証明する有効な健康証明書の所持が要求される。

(3) 訓練及び資格（第1.3規則）

船員は、訓練を受け、又は資格を有しない限り、船舶において労働してはならない。

(4) 募集及び職業紹介（第1.4規則、A 1.4基準及びB 1.4指針）

船員は、無料の募集及び職業紹介の制度を利用することができる。権限のある機関は、自国の領域内において運営される全ての募集及び職業紹介のための機関を監督し、及び規制し、並びに関連する苦情について調査するための制度及び手続が存在することを確保する。

3 雇用条件（第二章）

- (1) 船員の雇用契約（第 2.1 規則、A 2.1 基準及び B 2.1 指針）  
加盟国は、船員が公正な雇用契約を有することを確保すべく、関連する要件及び船員の雇用契約に含まれるべき事項を定める法令を制定する。
- (2) 賃金（第 2.2 規則、A 2.2 基準及び B 2.2 指針）  
船員に対する賃金の支払を確保すべく、賃金が一箇月以内の間隔で支払われること等、支払に関係する要件を定めている。
- (3) 労働時間及び休息时间（第 2.3 規則、A 2.3 基準及び B 2.3 指針）  
加盟国は、船員の労働時間の基準を一週間当たり一日の休日及び公の休日における休養を伴う一日八時間を基礎とすることを認ずる。加盟国は、船員の労働時間に関する基準の遵守を監視するため、船員の労働時間の記録が保持されることを要求する。ただし、船長は、船員に対し、安全の確保又は遭難船舶及び遭難者に対する援助に必要な労働にその時間の長さのいかんを問わず従事することを要求することができる。
- (4) 休暇についての権利（第 2.4 規則、A 2.4 基準及び B 2.4 指針）  
加盟国は、船員の年次休暇に関する最低基準を定める法令を制定する。年次有給休暇についての権利は、一箇月の雇用につき最低二・五日を基礎として適当な計算方法により計算される。
- (5) 送還（第 2.5 規則、A 2.5 基準及び B 2.5 指針）  
加盟国は、船員の雇用契約が国外で終了した場合等の一定の場合には、当該船員が費用を負担することなく送還される権利を有することを確保する。
- (6) 船舶の滅失又は沈没に係る船員への補償（第 2.6 規則、A 2.6 基準及び B 2.6 指針）  
加盟国は、船舶所有者が各船員に対し、船舶の滅失又は沈没により生ずる失業に対する補償金を支払うことを確保する。
- (7) 船員の配乗の水準（第 2.7 規則、A 2.7 基準及び B 2.7 指針）  
加盟国は、船舶が安全かつ効率的に運航されることを確保するため、自国を旗国とする船舶が十分な数の船員を有することを要求する。

(8) 船員の経歴及び技能の向上並びに雇用の機会（第2.8規則、A 2.8基準及びB 2.8指針）

加盟国は、船員の経歴及び技能の向上並びに雇用の機会の増大を奨励するための国内政策を有する。

#### 4 居住設備、レクリエーション用の設備、食料及び料理の提供（第三章）

(1) 居住設備及びレクリエーション用の設備（第3.1規則、A 3.1基準及びB 3.1指針）

加盟国は、自国を旗国とする船舶の居住設備（暖房、照明、寝室、食堂、医務室等）及びレクリエーション用の設備に関する最低基準を満たすこと並びに当該最低基準の遵守を確保するため検査を受けることを要求する法令を制定する。また、権限のある機関は、船員の居住設備が良好な状態で維持されることを確保するため、検査が行われることを要求する。ただし、船舶の構造及び設備に関連する要件は、関係する加盟国についてこの条約が効力を生ずる日以後に建造された船舶についてのみ適用する。

(2) 食料及び料理の提供（第3.2規則、A 3.2基準及びB 3.2指針）

加盟国は、自国を旗国とする船舶における食料及び飲料水の供給が量、栄養価、品質及び種類に関して適当なものとなることを確保する。船舶所有者は、船舶料理士として勤務する船員が関係する加盟国の法令に定める要件に従い訓練され、資格を有し、及び能力を有することを確保する。権限のある機関は、食料、飲料水及び関連設備について頻繁な検査が行われ、かつ、当該検査が記録されることを要求する。

#### 5 健康の保護、医療、厚生及び社会保障による保護（第四章）

(1) 船舶及び陸上における医療（第4.1規則、A 4.1基準及びB 4.1指針）

加盟国は、自国を旗国とする船舶において労働する船員について陸上の労働者が一般的に受けることができる健康の保護及び医療と可能な限り同等のものが与えられることを確保する。また、加盟国は、全ての船舶が医療機器等を備えること、百人以上の人員を乗船させ、かつ、通常三日間を超える国際航行に従事する船舶には医師を乗船させること、医師を乗船させない船舶には医療を担当する船員又は応急医療を行う能力を有する船員を乗船させること及び海上の船舶が無線通信又は衛星通信による医学的助言を一日二十四時間利用することができることを確保する。

(2) 船舶所有者の責任（第4.2規則、A 4.2基準及びB 4.2指針）

加盟国は、自国を旗国とする船舶の船舶所有者が、船員の雇用に起因する傷病に関して費用を負担すること等の最低基準に従って、船員の健康の保護及び医療に関する責任を負うことを要求する。ただし、国内法令は、一定の場合に関して船舶所有者に責任を負わせないことができる。

(3) 健康及び安全の保護並びに災害の防止（第4.3規則、A 4.3基準及びB 4.3指針）

加盟国は、自国を旗国とする船舶における職業上の安全及び健康についての政策及び計画の策定等を対象とする法令の制定等を行う。権限のある機関は、職業上の災害、負傷及び疾病に関する報告、統計の作成等が行われることを確保する。

(4) 陸上の厚生用施設の利用（第4.4規則、A 4.4基準及びB 4.4指針）

加盟国は、自国の領域内に厚生用施設が存在する場合には、全ての船員が当該施設を利用することができることを要求するとともに、厚生用施設の更なる開設を促進する。

(5) 社会保障（第4.5規則、A 4.5基準及びB 4.5指針）

加盟国は、自国の事情に応じ、自国の領域内に通常居住する全ての船員に対し、社会保障による保護を提供するための措置をとる。加盟国は、二国間及び多数国間の協定等により、船員を対象とする社会保障に係る法令に関する他の規則を決定することができる。

6 遵守及び執行（第五章）

実質的に同等な規定を通じて規範A部を実施することを認めるこの条約の第六条3及び4の規定は、この章の規範A部については、適用しない。

(1) 旗国の責任

(i) 一般原則（第5.1規則、A 5.1基準及びB 5.1指針）

加盟国は、自国を旗国とする船舶における船員の労働条件に関する検査及び証明のための効果的な制度を構築する。加盟国は、当該制度の構築に当たり、公の機関又は他の団体に対し、検査又は証明書の発給を行う権限を与えることができる。海上労働証書は、船舶がその旗国である加盟国による検査を正当に受けており、及びこの条約上の義務が履行されているものと推定す

る証拠となる。

(ロ) 認定された団体の権限（第 5.1.2 規則、A 5.1.2 基準及び B 5.1.2 指針）

(イ)の公の機関又は他の団体（以下「認定された団体」という。）は、能力及び独立性に関する要件を満たしていると権限のある機関が認定したものとす。加盟国は、認定された団体が行う業務の妥当性を確保するための制度及び認定された団体を監督するための手続を定める。

(ハ) 海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書（第 5.1.3 規則、A 5.1.3 基準及び B 5.1.3 指針）

加盟国は、自国を旗国とする総トン数五百トン以上の船舶であつて、国外の港を利用する航行に従事するものに対し、海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書を備えることを要求する。海上労働証書は、五年以下の期間について発給され、その効力は、中間検査の対象となる。中間検査の範囲及び程度は、海上労働証書の更新のための検査と同等のものとする。海上労働証書に添付される海上労働遵守措置認定書は、権限のある機関がこの条約の規定を具体化する国内的な要件等を明示して作成する第 I 部及び船舶所有者が当該要件の継続的な遵守を確保するためにとる措置を明示して作成する第 II 部から成る。海上労働証書は、船舶の構造又は設備を実質的に変更する場合等においては、効力を失う。船舶がこの条約上の義務を遵守せず、かつ、要求された是正措置をとっていないという証拠がある場合には、当該船舶に対する海上労働証書は取り消される。

(ニ) 検査及び執行（第 5.1.4 規則、A 5.1.4 基準及び B 5.1.4 指針）

加盟国は、自国を旗国とする船舶に関し、この条約上の義務が履行されていることの確認を含む検査の制度であつて、船員に係る条件に関するものを維持する。権限のある機関は、資質を有する十分な数の検査員を任命する。検査員は、不備の是正を要求すること、その不備がこの条約上の義務の重大な違反に当たる場合には必要な措置がとられるまで出港を禁止すること等を行う権限を有する。

(ホ) 船舶内における苦情に関する手続（第 5.1.5 規則、A 5.1.5 基準及び B 5.1.5 指針）

加盟国は、国内法令により、自国を旗国とする船舶がこの条約上の義務の違反について申し立てる船員の苦情を取り扱うための船舶内における手続を有することを確保する。加盟国は、苦情を申し立てたことについての船員に対するいかなる種類の迫害

も禁止し、及び処罰する。

(ハ) 海難 (第 1.1.6 規則)

加盟国は、負傷又は死亡をもたらした重大な海難であつて自国を旗国とする船舶に係るものについて調査を行い、原則として、当該調査の最終報告を公表する。

(2) 寄港国の責任

(イ) 港における検査 (第 2.1 規則、A 2.1 基準及び B 2.1 指針)

加盟国の港に寄港する外国船舶は、この条約上の義務の遵守状況を検討するため、寄港国による検査の対象となることがある。当該検査は、原則として、海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書の審査に限る。有効な海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書が提示されない場合、この条約上の義務の不履行があると信ずるに足りる明白な理由がある場合並びにこの条約の義務の不履行に係る苦情がある場合等においては、一層詳細な検査を行うことができる。権限のある職員は、不備が認められる場合には、その是正をすべき期限を付して船長の注意を喚起する。この条約上の義務の重大な違反等に当たる場合には、権限のある職員は、船舶が出航しないことを確保するための措置をとり、その旨を旗国に通報する。加盟国は、船舶を不当に抑留し、又はその出航を不当に遅延させることのないようあらゆる可能な努力を払う。

(ロ) 陸上における船員の苦情の取扱いに係る手続 (第 2.2 規則、A 2.2 基準及び B 2.2 指針)

船員は、この条約上の義務の違反に関する苦情を寄港した港における権限のある職員に報告することができる。船舶によるこの条約上の義務の重大な違反等によって当該船舶を出航させない措置がとられる場合に該当せず、かつ、船舶内の段階で苦情が解決されない場合には、権限のある職員は、旗国に通報し、助言及び是正のための行動計画を提示するよう求める。その後においても苦情が解決されない場合には、寄港国は、権限のある職員による報告の写しを国際労働事務局長に送付する。

(3) 労働力の供給に関する責任 (第 3.1 規則、A 3.1 基準及び B 3.1 指針)

加盟国は、船員の募集及び職業紹介並びに社会保障による保護に関するこの条約上の義務を履行する。



旗国が海上労働証書を発給する前に検査を行う事項、寄港国による検査の対象となる分野、海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書のひな形並びに記載の例を定めている。

### 三 条約の実施のための国内措置

- 1 この条約の実施のため、船員法の一部を改正する法律案が今次国会に提出されることとなっている。
- 2 この条約の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

- 1 採択 平成十八年二月二十三日 ジュネーブにおいて採択
- 2 効力発生 平成二十四年二月一日現在 未発効(三十以上の加盟国であつてその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の三十三パーセントに相当する商船船腹量以上となるものの批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。)
- 3 締約国 平成二十四年二月一日現在 二十箇国  
アンティグア・バーブーダ、オーストラリア、バハマ、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、カナダ、クロアチア、デンマーク、キリバス、リベリア、ルクセンブルク、マーシャル、オランダ、ノルウェー、パナマ、セントビンセント、シンガポール、スペイン、スイス